

○内閣府告示第五百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 にかほ市
- 二 構造改革特別区域の名称 にかほ市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 にかほ市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県最上郡大蔵村
- 二 構造改革特別区域の名称 心のふるさと おおくら観光・交流特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山形県最上郡大蔵村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（

一二二六）

○内閣府告示第五百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長岡市
- 二 構造改革特別区域の名称 長岡市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 長岡市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟県岩船郡関川村
- 二 構造改革特別区域の名称 関川村どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 新潟県岩船郡関川村の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県加茂郡七宗町
- 二 構造改革特別区域の名称 ひちそう よちよち パクパク食育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県加茂郡七宗町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県及び四日市市並びに四日市港管理組合
- 二 構造改革特別区域の名称 みえグリーン物流産業振興特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 三重県の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 四十五フィートコンテナの輸送円滑化事業（一二二四）

○内閣府告示第五百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 朝来市
- 二 構造改革特別区域の名称 朝来市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 朝来市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県邑智郡邑南町
- 二 構造改革特別区域の名称 邑南町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県邑智郡邑南町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））



○内閣府告示第百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十五年六月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県邑智郡邑南町
- 二 構造改革特別区域の名称 「A級グルメのまち」ツーリズム特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 島根県邑智郡邑南町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（

一二二六）